

佐久穂町一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

佐久穂町

目 次

第1章 基本方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間と適用範囲	1
第2章 佐久穂町の概況	2
1 位置と地勢	2
2 人口と産業の動向	3
(1) 人口動態	3
(2) 産業の動向	4
(3) 町総合計画等との関係	4
第3章 ごみ処理の現況及び課題	6
1 ごみ処理のシステム	6
(1) 家庭ごみの分別区分	6
(2) ごみ処理手数料	7
(3) ごみ処理体制	7
(4) 最終処分	8
(5) ごみ処理フロー	8
2 ごみ処理の現状	9
(1) 家庭系ごみ排出量	9
(2) 事業系ごみの排出量	10
(3) リサイクル率の推移	10
(4) 最終処分量	10
(5) ごみ処理経費	11
(6) 数値目標の達成状況	12
3 ごみ処理の課題	12
(1) ごみ分別の課題	12
(2) ごみの減量化の課題	13
(3) 資源化の促進	13
(4) 収集・運搬、中間処理、最終処分の課題	13
第4章 ごみ処理基本計画	14
1 基本的な考え方	14
(1) リデュース（発生抑制）	14
(2) リユース（再使用）	14
(3) リサイクル（再生利用）	14
2 ごみの排出抑制と減量化の方策	14
(1) 住民・事業者・行政間の連携	14
(2) ごみの排出量の見込み	15
(3) 目標値の設定	18
(4) 目標達成のための施策	18

第1章 基本方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため策定し、町民、事業者が連携・協働のもと、循環型社会の形成・実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

本町では、平成23年に「一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定し、「地球環境を意識した循環型社会の推進」を基本目標に取り組んできましたが、既に満了を迎えたことから、社会情勢や国の法制度の動向を踏まえ、新たに計画を策定します。

なお、上位計画である「第2次佐久穂町総合計画」との整合を図りつつ、「長野県廃棄物処理計画(第4期)」における、ごみ処理に関する目標や方向性に適合したものとします。

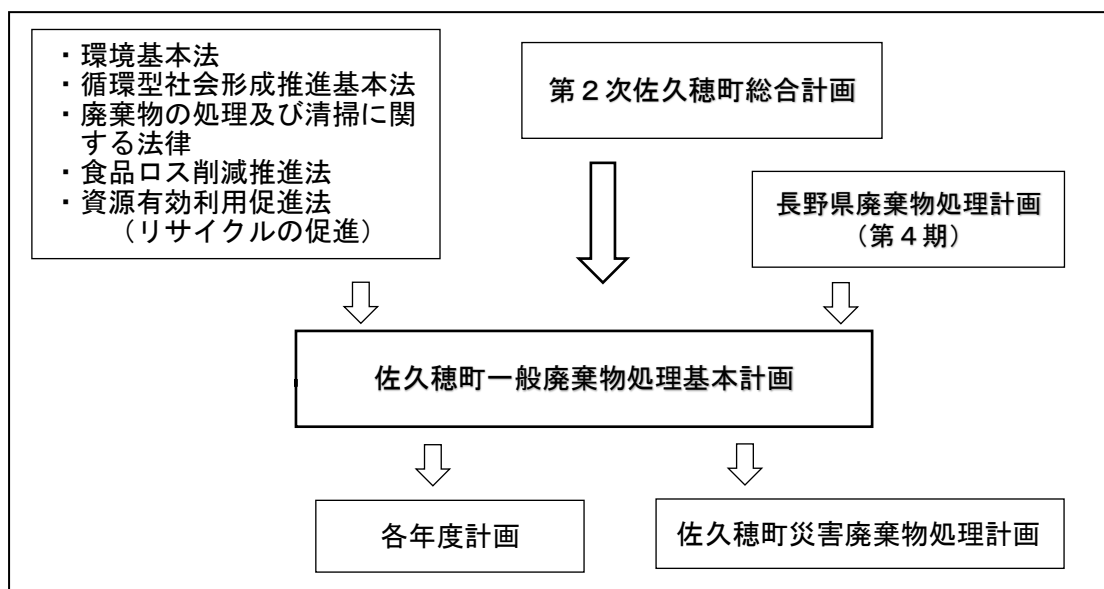


図1 本計画の位置付け

3 計画期間と適用範囲

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2) 適用範囲

① 計画区域

本計画の対象区域は、佐久穂町の行政区全域とします。

② 対象となる廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、本町から発生するごみ(産業廃棄物を除く)とします。

第2章 佐久穂町の概況

1 位置と地勢

■ 地理・地形

本町は、長野県の東部、南佐久郡の北部に位置し、北は佐久市、西は茅野市、東は群馬県上野村と南牧村、南は小海町に接しています。町の面積は 188.15 km²、東西 29.5km、南北 14.8km です。

町の中央部を千曲川の清流が南北に貫流し、その沿岸に沿って国道 141 号と JR 小海線が走っています。また千曲川を境とした西部の八ヶ岳山系と東部の秩父山系の嶺を結ぶ国道 299 号が東西に走っています。



■ 社会的条件

佐久市と小海町に隣接し、通勤や通学、商圈など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。また、平成 29 年度に中部横断自動車道の延伸により 2 つのインターチェンジが町内に開通し、東京方面、長野・新潟方面に高速道路で移動が可能となり、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。

■ 気象・災害

日照時間が年平均約 2,000 時間と四季を通じて長く、年平均降水量が約 922mm 前後と雨の少ない恵まれた環境にあります。

気候は内陸性気候で、年間平均気温が 11℃ 前後、寒暖の差は大きいものの、夏季は冷涼、冬季は積雪が少なく、寒気の厳しい冬季を除けば暮らしやすい環境です。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られますが、本町は活断層がなく、地震による被害が少ない地域です。

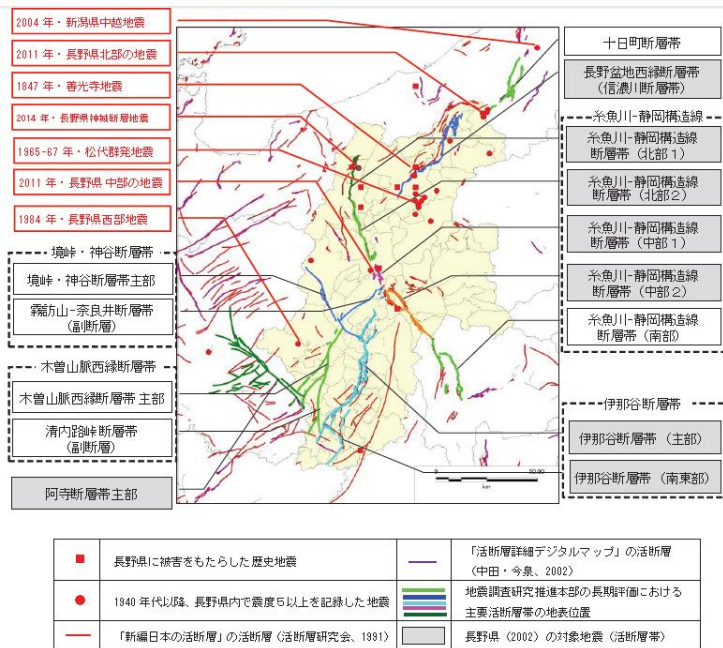


図 2.1-2 長野県の活断層の分布と被害地震の分布

注) 糸魚川-静岡構造線断層帯における「北部 1」「北部 2」「中部 1」「中部 2」は、地震調査委員会長期評価部会 (2000) による糸魚川-静岡構造線断層帯の活動セグメント (活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間) を示す。

(出典：長野県地震被害想定調査報告書概要版 H27.3 月 (長野県))

2 人口と産業の動向

(1) 人口動態

■人口と世帯数

町の総人口は、平成 27 年国勢調査によると 11,186 人で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 883 人減少しています。また、世帯数は、同調査によると 4,014 世帯で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 78 世帯減少しました。1 世帯当たりの人員は、平成 22 年国勢調査では 2.94 人でしたが、平成 27 年には 2.78 人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

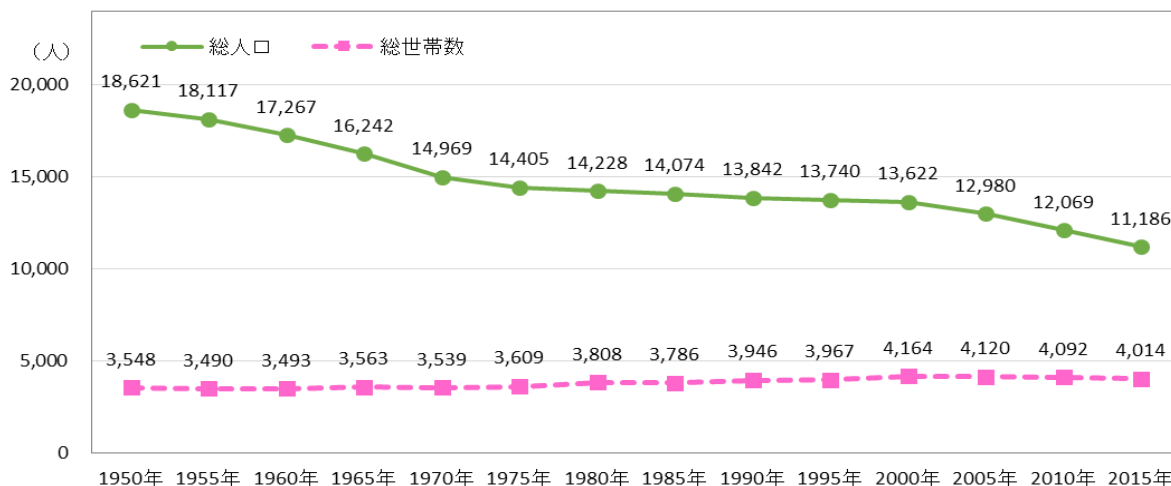


図1 総人口及び総世帯数の推移

出典：2015 年まで国勢調査
※2005 年までは佐久町、八千穂村の合算値

■人口構成

人口構成は、年少人口と生産年齢人口の割合の減少が続き、高齢化率の上昇が続いています。特に、全国のデータと比較すると、20～34 歳の人口流出、40～44 歳の団塊ジュニア世代が少なく、産業や子育ての担い手の割合が少ないことがわかります。

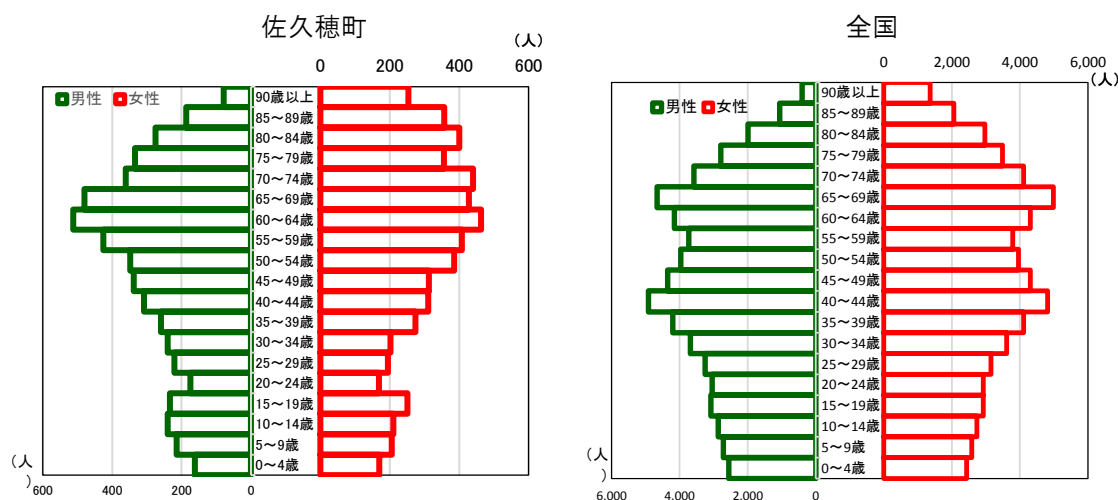


図2 人口ピラミッド (2015 年)

(出典：佐久穂町人口ビジョン)

(2) 産業の動向

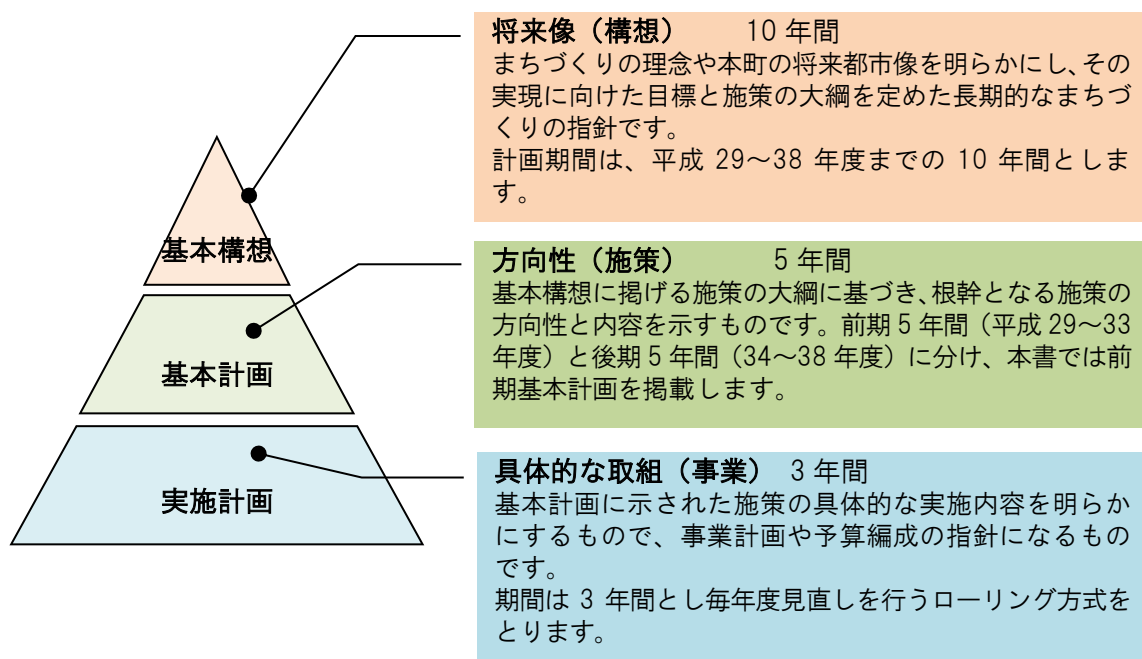
佐久穂町産業別従事者数及び事業所数

産業別大分類	平成24年度		平成28年度		対平成24年度比	
	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
総数	2,832	531	2,675	500	▲5.5%	▲5.8%
第一次産業						
A～B 農林漁業	95	7	84	8	▲11.6%	14.3%
第二次産業						
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	11	4	9	2	▲18.2%	▲50.0%
D 建設業	504	120	517	113	2.6%	▲5.8%
E 製造業	745	76	699	73	▲6.2%	▲3.9%
第三次産業						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-		
G 情報通信業	5	2	2	2	▲60.0%	0.0%
H 運輸業, 郵便業	25	7	19	7	▲24.0%	0.0%
I 卸売業, 小売業	604	114	477	100	▲21.0%	▲12.3%
J 金融業, 保険業	44	3	35	2	▲20.5%	▲33.3%
K 不動産業, 物品賃貸業	22	12	22	11	0.0%	▲8.3%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	20	12	42	16	110.0%	33.3%
M 宿泊業, 飲食サービス業	252	58	184	49	▲27.0%	▲15.5%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	112	52	147	52	31.3%	0.0%
O 教育, 学習支援業	12	6	4	4	▲66.7%	▲33.3%
P 医療, 福祉	267	22	322	25	20.6%	13.6%
Q 複合サービス事業	54	10	55	10	1.9%	0.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	60	26	57	26	▲5.0%	0.0%

出典:「長野県ホームページ(統計ステーションながの)」

(3) 町総合計画等との関係

- ①第2次佐久穂町総合計画は、まちづくりの最上位計画として本町が目指す将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための各種個別計画の指針となる役割を担っています。また、国、県、住民、事業者等に対して佐久穂町の基本的な考え方を発信し、連携した取組を推進する役割を担っています。



②本計画に関連する第2次佐久穂町総合計画の取組等

第2次佐久穂町総合計画の体系のうち、本計画に関連する取組等については、次のとおりです。

施策 19 循環型社会の推進

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まる中、住民や事業者と一体となった環境保全に関する取組や、循環を基本とした廃棄物を出さない社会づくりが求められています。環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を目指します。

施策の目的					
対象 (ターゲット)	住民、事業者、任意団体				
意図	ごみの減量化、リサイクルを推進し、生活環境の保全に努める。 環境美化のため、不法投棄の発見、防止に努めるとともに、学習、啓発活動を行う。 地球温暖化防止と地域に即した再生可能エネルギーの普及を図る。				
施策の達成目標					
指標項目	区分	基準値(年・年度)		目標値(33年度)	
住民1人1日あたりのごみ排出量	OC	558g/1人日	H27	549g/1人日	H33
小水力発電の推進	OP	0カ所	H28	1カ所	H33

OP：アウトプット、OC：アウトカム

施策 19-1 ごみ減量化、リサイクル推進

現状と課題	
<p>平成19年度に清掃センター焼却炉を廃止した後、可燃ごみについては焼却・最終処分を民間委託し、容器包装プラスチック、びんにあつては、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルを行っている。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、その他プラスチックは、清掃センターで中間処理をした後、処理を民間委託している。</p> <p>ごみ処理に係るコスト削減が必要である。処理だけでなく、排出される廃棄物の量をいかに減ずるか(リデュース)が課題となる。</p>	
施策の目指す姿	
<p>これまで以上に分別収集を徹底し、住民の意識を高め、再資源化できる部分を増やす。</p> <p>リデュース・リユース・リサイクルの3R(スリーアール)を進め、幼児へのごみ減量化に係る教育を進める。</p>	
施策の内容	担当課・係
○新ごみ処理施設での廃棄物処理について準備を進める。分別収集の徹底を引き続き推進。	住民税務課生活環境係
○処理費用、3R、コンポスター使用などに関する情報発信を行い、住民意識の高揚を図る。	住民税務課生活環境係
○ごみの分別作業を障がい者施設で処理し3R推進への参加を図る。	住民税務課生活環境係 健康福祉課福祉係
○ごみの減量化について幼児教育を推進。	住民税務課生活環境係 こども課保育園係
主要事業	清掃センター、障がい者3R活動応援事業

第3章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理のシステム

(1) 家庭ごみの分別区分

本町のごみの区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 15 種類の 17 分別となっています。粗大ごみについては年 2 回、町内全域を対象に個人持込により回収し、処分しています。

区 分		排出方法、排出場所	収集回数
可燃ごみ		町指定の「可燃物専用袋」に入れて、可燃ステーションへ排出	2回/週
不燃ごみ		町指定の「不燃物専用袋」に入れて、不燃ごみステーションへ排出	1回/月
資 源 ご み	紙類	①新聞紙、②雑誌、③段ボール、④その他紙に分別し、紐で縛り、資源ステーションへ排出	1回/月
	缶類	町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃ステーションへ排出	1回/月
	びん類	①無色透明、②茶色、③その他の色に分別し、資源ステーションのコンテナへ排出	1回/月
	ペットボトル	フタ、ラベルを取り、町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	白色トレイ	町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	プラスチック類	①容器包装は、町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/週
		②その他のプラスチックは、町指定の「容器包装を除くプラスチック類専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	布・皮革類	町指定の「布類専用袋」に入れ、資源ステーションへ排出	1回/月
	ライター	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	乾電池	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	蛍光管、電球	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	2回/年 (一部拠点回収)
	水銀体温計 寒暖計	指定回収場所へ搬入	随時
	スプレー缶	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	小型家電	指定回収場所へ搬入	随時
陶磁器(食器) リサイクル	指定回収場所へ搬入	随時	
粗大ごみ	指定回収場所へ自己搬入	2回/年	

(2)ごみ処理手数料

本町のごみ処理手数料については「佐久穂町廃棄物処理及び清掃に関する条例」により、手数料を徴収しています。

区分	指定袋	単位	手数料
一般	指定袋	1袋	30円
一般(小)			17円
事業活動(可燃)	指定袋は町長が別に定める年間使用基準枚数まで		200円
	指定袋は町長が別に定める年間基準枚数を超えるもの		400円
事業活動(不燃)	指定袋		200円
粗大ごみ	品目に応じて区分(トタン板等)	1品 (1kg)	300~1,000円 (100円)

(3)ごみ処理体制

本町では、平成19年4月から焼却場を停止し解体撤去したことから可燃ごみは民間委託処理となっています。また、不燃ごみ、資源ごみは分別後、民間業者に中間処理を委託し、リサイクル物については資源化を図り、その他は民間業者委託処理をしています。

中間処理体制

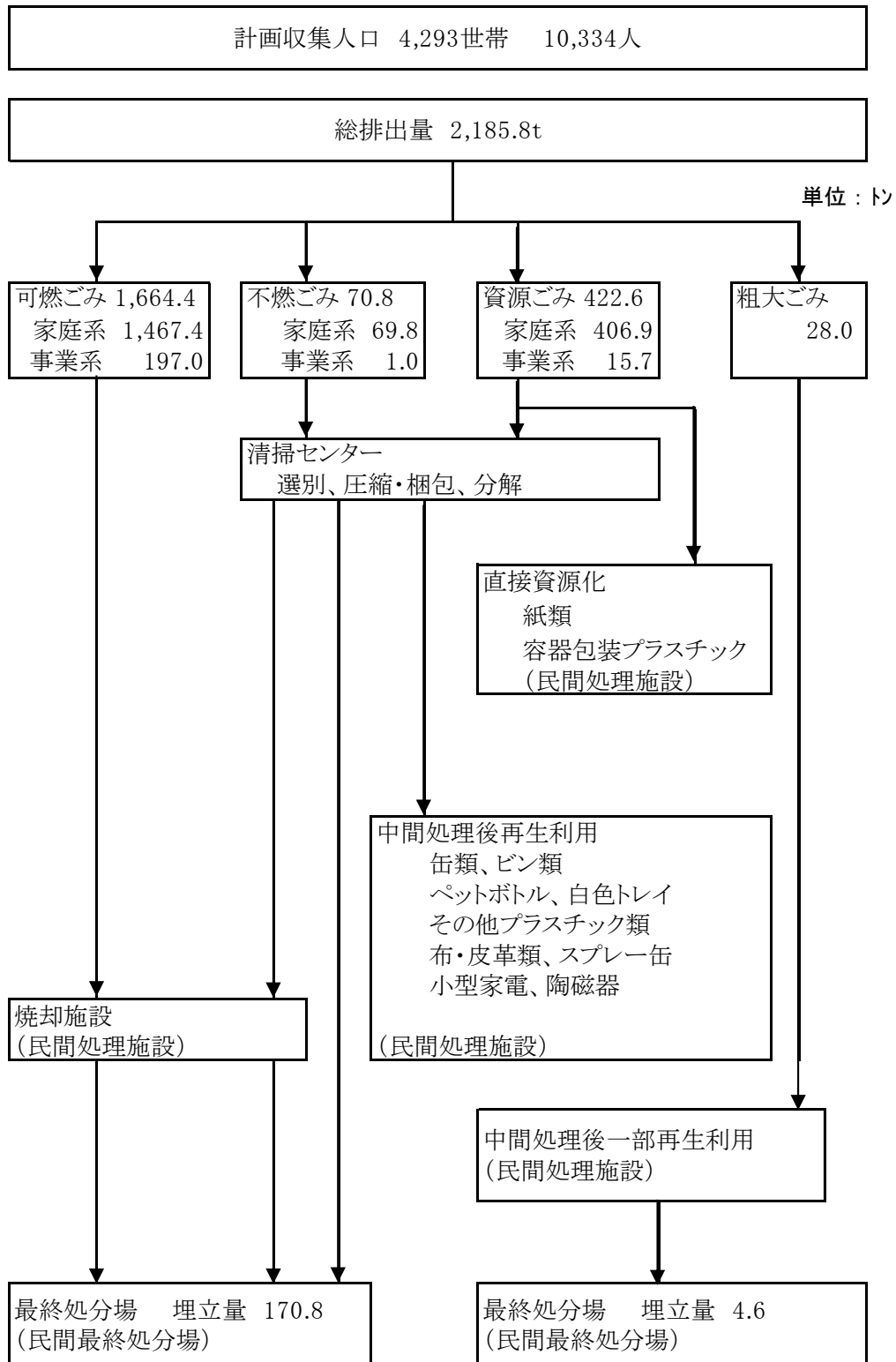
区分	収集・運搬	選別作業	中間処理	中間処理方法	
可燃ごみ	委託業者	直接搬入	民間処理施設	焼却	
不燃ごみ	委託業者	清掃センター		金属類は資源化処理、不燃残渣は埋立、小型家電は資源化処理	
資源ごみ	紙類	委託業者		直接搬入	資源化
	缶類	委託業者		清掃センター	圧縮・梱包、資源化
	びん類	委託業者		清掃センター	選別後資源化
	ペットボトル	委託業者		清掃センター	選別後資源化
	白色トレイ	委託業者		清掃センター	選別後資源化
	容器包装プラ	委託業者		直接搬入	資源化
	その他プラスチック類	委託業者		清掃センター	選別後資源化、焼却
	布・皮革類	町直営		清掃センター	選別後資源化、焼却
	ライター	町直営		清掃センター	選別・分解後資源化
	乾電池	町直営		清掃センター	資源化、埋立
	蛍光管、電球	町直営		清掃センター	資源化、埋立
	水銀体温計 寒暖計	町直営		清掃センター	資源化、埋立
	スプレー缶	町直営		清掃センター	選別・分解後資源化
小型家電	町直営	清掃センター		資源化	
陶磁器(食器)	町直営	清掃センター		資源化	
粗大ごみ	自己搬入	直接搬入		2回/年、選別後資源化、焼却	

(4) 最終処分

当町の最終処分は、中間処理と同様民間事業者委託処理をしています。

(5) ごみ処理フロー

令和元年度の佐久穂町におけるごみ処理の流れ(フロー)は、次のとおりです。



2 ごみ処理の現状

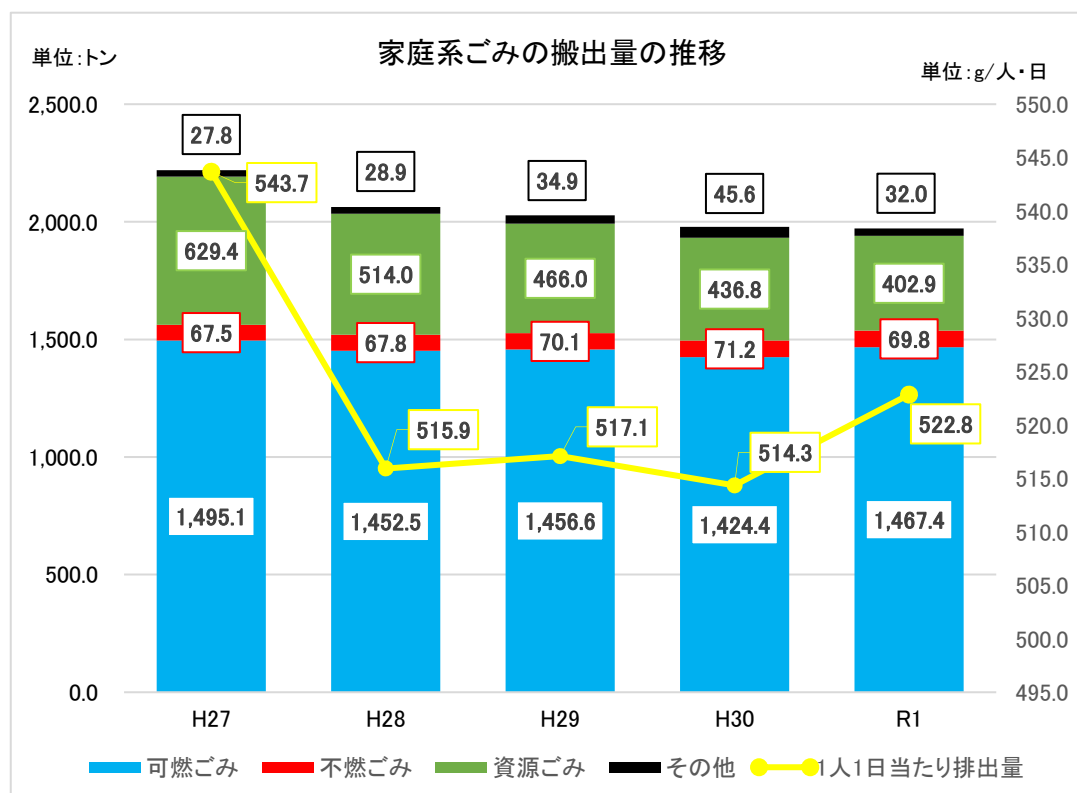
(1) 家庭系ごみ排出量

令和元年度の家庭系ごみの排出量は、粗大ごみ収集を含めると 1,972.1 トンで、前年度と比較すると微減しています。ただし、令和元年度は台風 19 号災害が発生しているため、翌年度にかけて影響があるものと推察されます。また、資源ごみについては、プラスチック容器類の一部や紙類等の小売店等での店頭回収により、年々収集量は減少傾向にあります。

家庭系ごみ排出量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	単位
人口	11,186	10,956	10,743	10,536	10,334	人
可燃ごみ	1,495.1	1,452.5	1,456.6	1,424.4	1,467.4	トン
不燃ごみ	67.5	67.8	70.1	71.2	69.8	
資源ごみ	629.4	514.0	466.0	436.8	402.9	
有害ごみ	1.6	1.5	2.4	4.1	4.0	
粗大ごみ収集	26.2	27.4	32.5	41.5	28.0	
ごみ排出量合計	2,219.8	2,063.2	2,027.6	1,978.0	1,972.1	
1人1日当たり排出量	543.7	515.9	517.1	514.3	522.8	g/人・日

(人口 出典：佐久穂町人口ビジョン)



(2) 事業系ごみの排出量

令和元年度の事業系ごみの排出量は213.7トンで、平成27年度比10.6%減少ではあるものの年度間では微減であり、ほぼ横ばい状態となっています。また、構成割合としては可燃ごみが多い状況です。

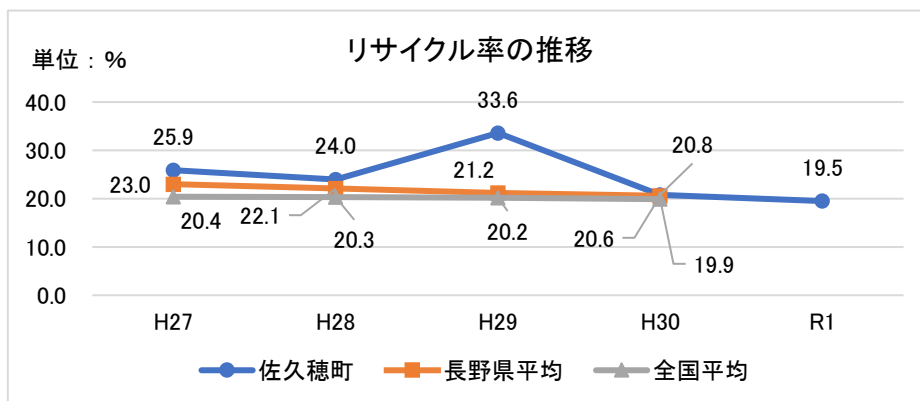
事業系ごみ排出量の推移

単位：トン

	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	199.2	182.5	185.5	194.0	197.0
不燃ごみ	1.6	1.3	0.6	1.1	1.0
資源ごみ	38.3	51.2	44.2	8.8	15.7
事業系ごみ合計	239.1	235.0	230.3	203.9	213.7

(3) リサイクル率の推移

本町におけるリサイクル率は、令和元年19.5%で平成27年度比で5.44%減少しています。これは、紙離れ等による古紙類の減少や、小売店における店頭回収の利用により行政回収が減少しているためです。



(4) 最終処分量

令和元年度の最終処分量は、175.4トンで平成27年度と比較すると74.2トン、29.7%の減少となっています。

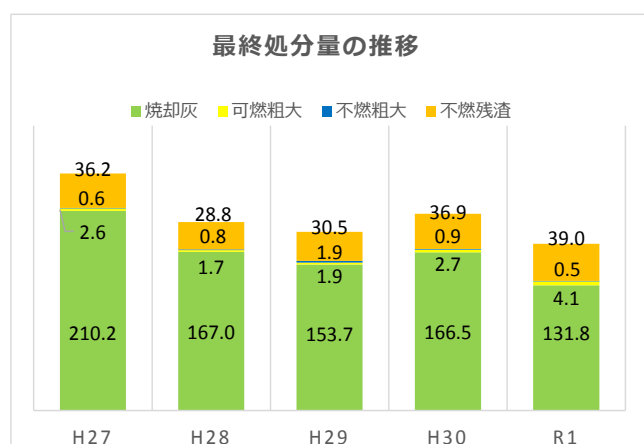
本町の最終処分場は平成10年度で埋立が終了し、平成11年5月20日からは民間事業者委託により他自治体に受け入れてもらっています。

最終処分量の推移

単位：トン

	H27	H28	H29	H30	R1	合計
焼却灰	210.2	167.0	153.7	166.5	131.8	829.2
可燃粗大	2.6	1.7	1.9	2.7	4.1	13.0
不燃粗大	0.6	0.8	1.9	0.9	0.5	4.7
不燃残渣	36.2	28.8	30.5	36.9	39.0	171.4
合計	249.6	198.3	188.0	207.0	175.4	1,018.3

※災害による焼却灰・不燃残渣は除く



(5)ごみ処理経費

佐久穂町のごみ処理に要した経費は、令和元年度は約 1 億 3,860 万円で、部門別経費の割合で見ると中間処理部門が最も多く 66.7%、次いで収集運搬部門が 19.5%、資源化部門が 7.4%、管理部門が 6.4%となっています。平成 17 年 3 月の町村合併前は一部事務組合でごみ処理を実施していましたが、合併後は佐久穂町の直営となり、平成 19 年 3 月には老朽化により焼却炉が閉鎖となっています。収集運搬、中間処理(焼却)は民間委託をしていることから全体の 86.2%を占めています。これらの経費は令和元年度と平成 27 年度を比較すると 675 万円、6%の微増となっています。消費税率、人件費の改定に伴い処理料、収集運搬料の増加が主な要因となっています。

ごみ処理経費の推移

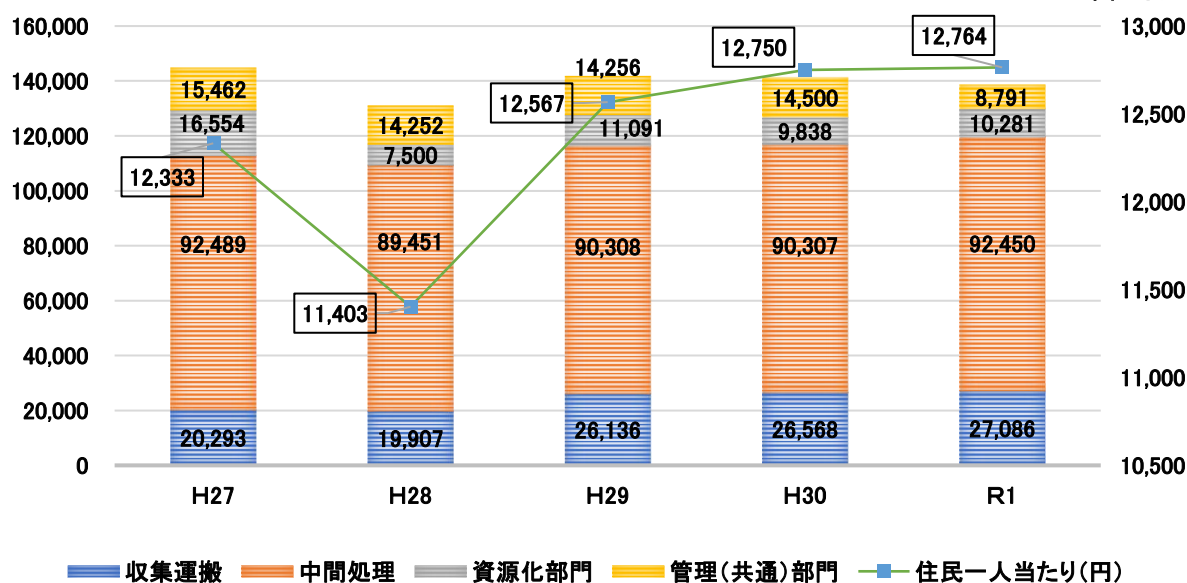
単位：千円

	H27	H28	H29	H30	R1
収集運搬	20,293	19,907	26,136	26,568	27,086
中間処理	92,489	89,451	90,308	90,307	92,450
資源化部門	16,554	7,500	11,091	9,838	10,281
管理(共通)部門	15,462	14,252	14,256	14,500	8,791
合計	144,799	131,112	141,793	141,215	138,609
住民一人当たり(円)	12,333	11,403	12,567	12,750	12,764

単位：千円

ごみ処理経費の推移

単位：円



(6) 数値目標の達成状況

前計画では、各種施策の進捗状況を評価し、着実に実行していくために目標年度である平成 27 年度における具体的な数値目標を定め、具体的施策を展開しました。

平成 27 年度の達成状況と令和元年度の実績は次のとおりです。ごみの総排出量、住民一人一日当たりの排出量については目標を達成しており、令和元年度はさらに排出量は減少しております。ただし、資源化率(リサイクル率)については、小売店等における店頭での資源回収が行われていることもあり、目標を達成できておりません。

前計画数値目標及び達成状況

区 分	単位	基準年度 (H17)	目標値 (H27)	H27 実績	R1 実績
①ごみの排出量	t/年	2,743	2,349	2,219	1,972
②一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	579	559	543.7	522.8
③リサイクル率	%	31	31	25.9	19.5

3 ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の課題として、地球温暖化防止による、より一層の環境負荷軽減に向けた更なるごみの減量化の推進が必要であります。また、社会状況の変化に伴い、高齢化社会を迎えごみ出しが困難な世帯への対応や、若年単身者及び高齢者のみの世帯等、分別啓発指導が届きにくい方々に対する啓発方法が課題となります。さらに、近年の災害発生時における緊急時の対応や新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛などの影響により、家庭から排出されるごみが増加する傾向が顕著に現れていることから、住民に対して可燃ごみの減量のため、なるべくごみを発生させない、抑制する取り組みの推進のため情報発信方策を検討する必要があります。

(1)ごみ分別の課題

ごみは排出段階において、きちんと分別してあれば比較的容易に資源化できます。リサイクル関連法に準じた資源ごみについては、排出段階から中間処理まで考慮し、効率的かつ精度を高めるシステムを整備していくことが重要となります。

当町では、町村合併以前の平成 11 年 3 月から資源ごみの分別収集を始め、分別する品目についても平成 12 年 3 月から使用済小型家電類と乾電池・蛍光灯の有害ごみ、平成 16 年 7 月から布・皮類、平成 29 年 4 月から陶磁器食器類、令和 2 年 8 月から使用済みインクカートリッジと、それぞれ拡大して収集しています。

(2)ごみの減量化の課題

町はこれまでごみの減量化に対して、生ごみ処理機の購入補助やコンポスターの無償貸与と購入補助を実施して、ごみの発生抑制・減量化対策に努めてきました。

ごみの発生を抑制するためには、町民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。そのためには、現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しと、ごみの発生の抑制・減量化にかかる施策の充実に加えて、今後も新たな取り組みを検討し、町民・事業者・行政がともに意識改革するための啓発活動を推進していく必要があります。

(3)資源化の促進

本町では町村合併以前から分別収集を行ってきました。合併直後の平成 17 年度の資源化率は 31.9%、平成 27 年度は 31.1%、令和元年度は 19.5%と資源化率は年々減少しています。これは、町の収集以外に、事業者の自主回収による資源循環（食品トレイ、紙パック、ペットボトル、紙類等の店頭自主回収と資源化）が行われていることが一因と考えられます。また、小中学校ではアルミ缶、ペットボトルのキャップの自主回収が実施され、自主的なリサイクル活動が促進されておりますが、更なる資源化の促進が重要な課題となっております。

また、事業者を対象としたリサイクルルートの確保により、事業系ごみの資源化に取り組む必要があります。

(4)収集・運搬、中間処理、最終処分 of 課題

本町は、収集・運搬業務を民間事業者へ業務委託しており、中間処理、最終処分についても中間処理施設、最終処分場を保有していないため、民間事業者へ業務・処理委託しています。年々人件費等の増加に伴い委託費用が増加しています。

なお、令和 2 年 12 月から可燃ごみを佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久平クリーンセンター）へ処理事務委託を行っていますが、令和元年度、当町の可燃ごみの排出量実績は、佐久平クリーンセンターの処理可能な割当量以上であるため、一部、民間事業者へ委託しています。今後も可燃ごみの減量化の推進と圏域・近隣市町村との広域化処理の推進を図っていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

佐久穂町の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくため、ごみの減量への取り組みと、資源が循環するまちづくりが必要であります。そのためには、ごみの減量化・資源化の取り組みの推進とともに、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会を目指すことが必要となります。

また、ごみの量を減らすライフスタイルへの転換を図ることが重要であり、循環型社会形成推進基本法の3R について環境負荷の少ない順に①リデュース(発生抑制)②リユース(再使用)③リサイクル(再生利用)を意識した取り組みを進め、循環型社会への定着を推進するため町民、事業者、行政が状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図ります。さらに、3R の取り組みが個人の取り組みから地域の取り組みへ、地域の取り組みが社会の取り組みへ広がっていくことが重要で、更なるごみの発生抑制・再使用・再生利用を目指します。

(1)リデュース(発生抑制)

ものを大切に使い、無駄なごみの量をできるだけ減らしましょう。

- ・マイバッグを持参し無駄な包装は断りましょう。
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びましょう。
- ・耐久消費材は手入れや修理をしながら長く使いましょう
- ・家庭での生ごみを減量するため、コンポスターなどを活用した自家処理の促進、生ごみの水切りを徹底しましょう。

(2)リユース(再使用)

一度使ったものをごみにしないで何度も繰り返し使いましょう。

- ・詰め替え用の製品を選びましょう。
- ・不要になったものは人に譲ったり、フリーマーケットなどに出しましょう。

(3)リサイクル(再生利用)

使い終わったごみをもう一度資源に戻して再び利用しましょう。

- ・ごみを正しく分別しましょう。
- ・再生できるもの(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック容器、生ビン、雑ビン、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古着など)は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。

2 ごみの排出抑制と減量化の方策

(1)住民・事業者・行政間の連携

ごみの減量化へ取り組むためには、住民、事業者、行政が果たすべき基本的な役割を分担し、協力し合ってライフスタイルを見直して行くことが大切です。循環型社会形成のため、状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図り、更なるごみの発生抑制、再使用、再利用を目指します。

①住民

一人ひとりがごみの排出者であることを自覚し、環境への負担軽減を意識して日々の生活を見つめ直します。また、限りある資源の有効活用に向け、分別の徹底に努め、地域における資源回収や環境活動に積極的に参加します。

②事業者

ごみの減量や分別による資源化の推進など、環境保全に配慮した事業活動を行うとともに地域貢献に取り組みます。発生したごみは、自己責任のもと適正に処理します。また、長く使える製品や再使用・再生利用しやすい製品を供給するとともに、簡易包装の推進に努めます。

③行政

住民・事業者との更なる連携を図り、循環型社会の仕組みづくりを推進します。ごみの分別方法をわかりやすく周知・啓発するとともに、あらゆる機会を通じて3Rに関する情報を発信します。また、人口減少や高齢化の進行などに伴う社会状況の変化に対応する仕組みを構築します。

(2)ごみの排出量の見込み

ごみ処理の基本的な考え方に基づく基本施策を定め、計画目標年次におけるごみの排出量の見込みを定めます。

①将来人口の推計

ごみの排出量の見込みを定めるに当たり、計画処理区域内の将来人口を推計する必要があります。佐久穂町人口ビジョンにおける推計値と整合を図り、計画目標年度である令和7年の推計人口は9,405人で、令和元年比で929人、8.9%減少する見込みです。

将来人口推計

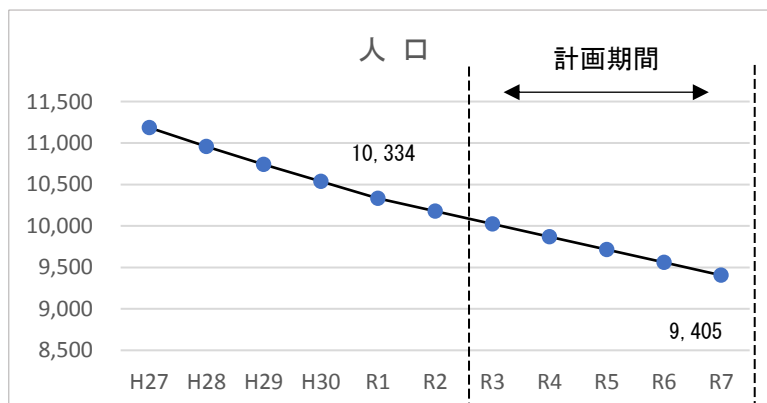
単位：人

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	11,186	10,956	10,743	10,536	10,334	10,179	10,024	9,869	9,714	9,560	9,405

←人口ビジョン→

←将来人口推計→

(出典：佐久穂町人口ビジョン)



(注)

令和2年度以降は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

なお、5年ごとの推計値であるため、その間は当該期間の平均減少値で直線減の予測をしている。

②ごみの排出量の見込み

ごみの排出量の見込みは、平成 27 年度から令和元年度までの各年度の実績値を基に、令和 3 年度から令和 7 年度までの各年度の排出量を予測しました。

家庭系ごみの分別区分ごとに実績値を住民一人一日当たりの排出量に変換し、この値から各年度の排出量を算出し、将来人口推計値を乗じて推計値を算出しました。

事業系ごみは、実績値を分別区分ごとに一日当たりの排出量に変換し、この値から各年度の排出量を算出し、推計値を算出しました。

③家庭ごみの合計排出量

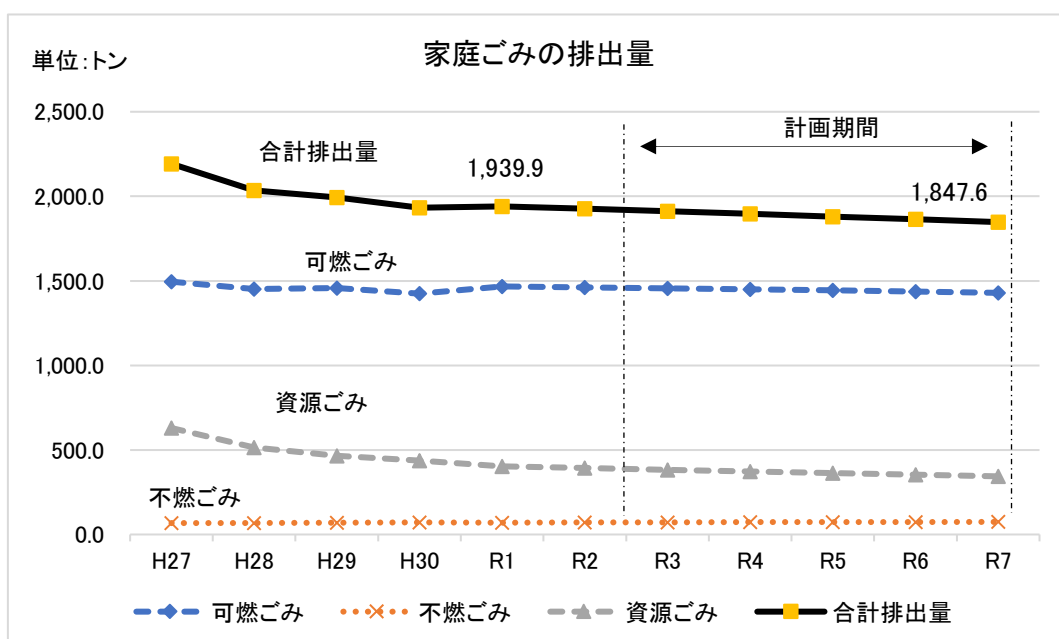
令和7年度の家庭ごみの合計排出量は 1,847.6 トンが見込まれます。令和元年度と比較すると可燃ごみは 38.3 トンの減少、不燃ごみは 4.7 トンの増加、資源ごみは 58.7 トンの減少、合計排出量では 92.3 トンの減少です。

家庭ごみ排出量

単位：トン

年度	実績値					推計値						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
可燃ごみ	1,495.1	1,452.5	1,456.6	1,424.4	1,467.4	1,462.0	1,456.6	1,450.2	1,443.8	1,436.9	1,429.1	
不燃ごみ	67.5	67.8	70.1	71.2	69.8	71.7	72.4	73.1	73.7	74.3	74.5	
資源ごみ	629.5	514.0	465.8	436.5	402.7	392.7	382.7	372.8	363.1	353.5	344.0	
合計排出量	2,192.1	2,034.3	1,992.5	1,932.1	1,939.9	1,926.4	1,911.7	1,896.1	1,880.6	1,864.7	1,847.6	

(注：有害ごみ、粗大ごみは除く)



④家庭ごみの住民一人一日当たりの排出量

家庭ごみの住民一人一日当たりの排出量は 538.2 グラムが見込まれます。令和元年度と比較すると可燃ごみでは 27.3 グラムの増加、資源ごみは 6.6 グラムの減少、合計では 23.5 グラム、4.5%の増加が見込まれます。

一人一日当たり排出量 単位:グラム

年度	実績値					推計値					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	366.2	363.2	371.5	370.4	389.0	393.5	398.1	402.6	407.2	411.8	416.3
不燃ごみ	16.5	17.0	17.9	18.5	18.9	19.3	19.8	20.3	20.8	21.3	21.7
資源ごみ	154.2	128.5	118.8	113.6	106.8	105.7	104.6	103.5	102.4	101.3	100.2
合計	536.9	508.7	508.1	502.5	514.7	518.5	522.5	526.4	530.4	534.4	538.2

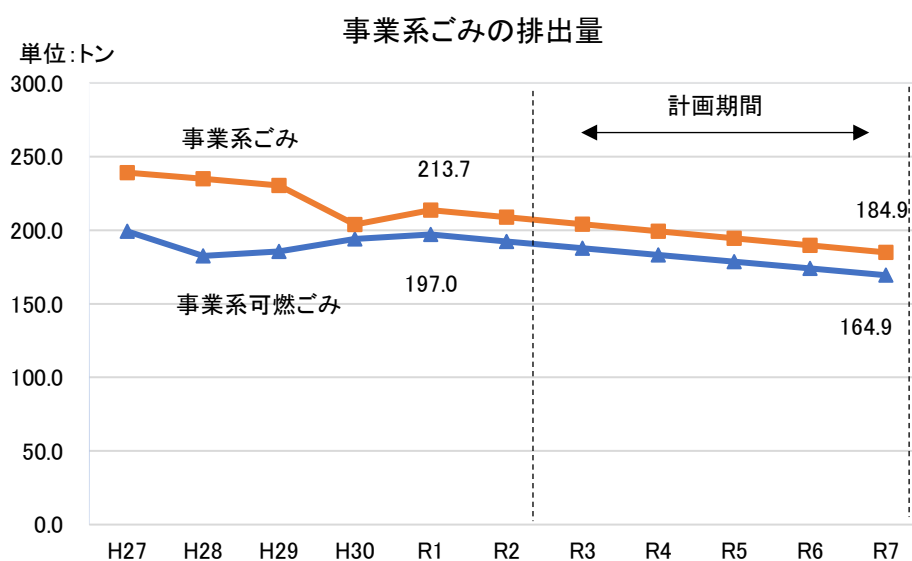
(注：有害ごみ、粗大ごみは除く)

⑤事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は、184.9 トンが見込まれます。令和元年度と比較すると 28.8 トン減少で事業系可燃ごみは 169.4 トンが見込まれます。

単位：トン

年度	実績値					推計値					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	199.2	182.5	185.5	194.0	197.0	192.4	187.8	183.2	178.6	174.0	169.4
ごみ排出量合計	239.1	235.0	230.3	203.9	213.7	208.9	204.1	199.3	194.5	189.7	184.9



⑥総排出量の推計値の算出結果

家庭ごみ、事業系ごみの総排出量は令和 7 年度には 2032.4 トンが見込まれます。令和元年度と比較すると 153.4 トン、7.0%の減少です。

単位：トン

年度	実績値					推計値					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	1,694.3	1,635.0	1,642.1	1,618.4	1,664.4	1,654.4	1,644.4	1,633.4	1,622.4	1,610.9	1,598.5
不燃ごみ	69.1	69.1	70.7	72.3	70.8	72.7	73.4	74.1	74.7	75.3	75.5
資源ごみ	660.1	560.6	507.0	445.6	418.6	408.2	398.0	387.9	378.0	368.2	358.5
有害ごみ	9.2	6.1	5.6	4.2	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
粗大ごみ収集	26.2	27.4	32.5	41.5	28.0	68.1	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
ごみ排出量合計	2,458.9	2,298.2	2,257.9	2,182.0	2,185.8	2,135.3	2,115.8	2,095.5	2,075.1	2,054.4	2,032.4

(注) R1 年の粗大ごみ収集量は春季回収実績のみ

(3)目標値の設定

本計画で定める各種施策を着実に実行し、この効果を評価するために、目標年次における数値目標を設定します。

本計画の上位計画に当たる第 2 次佐久穂町総合計画との整合性を図りながら、令和元年度を基準とし、次の項目において目標値を設定します。

項目	R 元年度実績	数値目標	単位	備考
①総排出量	2,185.8	1,965.8	トン/年	R 元年度比 220.0 トン減 (10.1%減)
②家庭ごみの一人一日当たりの排出量	514.7	462.7	g/人・日	R 元年度比 52g 減 (10.1%減)
③リサイクル率	19.5	-	%	民間の店頭回収など捉えきれない。不確定要素があるため数値目標は設定しない

(4)目標達成のための施策

- ①循環型社会定着に向けた住民・事業者・行政の三者一体の取り組み
- ②3R の定着 I.リデュース(発生抑制) II.リユース(再使用) III.リサイクル(再生利用)を意識した取り組みを進めます
- ③一人ひとりがごみ排出者であることを自覚し、環境への負荷軽減を意識します。
- ④買い物の際はマイバッグを持参します。
- ⑤生ごみの水切り、食品の食べ切りをすることで可燃ごみを減量します。
- ⑥限りある資源の有効活用に向け、分別を徹底します。